

■株主提案権に関する規律見直しに関するパブリックコメント

第1 「第5 株主提案権に関する規律の見直し」の「1 株主提案権の議決権数の要件の見直し」について

【意見】

【A案】及び【B案】ともに反対

【理由】

- 1 議決権数の要件は、令和元年改正の際にも、①個人株主による株主提案権の行使を過度に制限してしまうおそれがある、②株主提出議案数の制限によって株主提案権の濫用的な行使は一定程度排除できる、③議決権数の要件の見直しを基礎付けるだけの立法事実がない、とされているから。
- 2 現在でも、300個要件を満たすためには約6000万円から約8400万円の投資単位が必要であり、富裕層でない個人投資家にはハードルが高いから。
- 3 少数株主からの提案は、大株主とは異なる視点からなされるものであり、賛成が少ないことはむしろ当然であるが、それでも議決権保有比率1%未満の株主による提案が可決された事例が1件あるとされており、少数者からの提案の合理性が裏付けられているから。

第2 「第5 株主提案権に関する規律の見直し」の「2 株主提案権の行使期限の見直し」について

【意見】

【A案】及び【B案】に反対し、【C案】に賛成。

【理由】

- 1 現行法の規律は、定時株主総会の基準日以降のスケジュールを考えると、提案する株主側と対応する会社側の双方にとって実務上バランスのよいところに収まっているから。
- 2 株主は株主権行使の4週間前に個別株主通知手続を必要とするため、議案提案を行う4週間前から株主権行使の準備を行う必要があり、これが10週間や3ヶ月などと前倒しされる場合、株主はさらにその4週間前に個別株主

通知を強いられることになり、株主側の負担が重すぎることになるから。

3 あまりに期限を前倒しすると、支配権争いに絡んで株主提案が行われる場合の、会社と提案株主の事前協議の機会を奪うことになりかねないから。

4 【B案】は、株主総会の3か月前までの株主提案権の行使を必要とした場合、6月の定時総会で考えると、株主総会の議決権基準日である3月末日よりも前に株主提案権を行使することになってしまい、基準日後に株式を譲渡した場合に株主提案権がどうなるのかといった問題が生じるから。

5 ①株式会社が株主に対して株主総会の日（予定日）を通知した後に、株主総会の日を変更することができるか、②変更することができる場合には、変更の際の株式会社における必要な手続や、株主提案（権）の行使期限はいつになるかについて不透明なことが多すぎるから。

以 上